

医療情報取得加算に関する掲示(12月1日より)

医療機関でのマイナ保険証対応の義務化に伴い、当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関となります。

12月1日より国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の通り診療報酬点数を算定致します。

	保険点数
初診時	医療情報取得加算 1点
再診時 (3月に1回)	医療情報取得加算 1点 (3月に1回)

- * 公費負担受給者証・医療証については、マイナンバーカードでは確認できませんので必ず原本をお持ち下さい。
- * 正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等のご利用にご協力をお願いします。